石川県有施設への広告掲載に係る仕様書

施設名	掲載箇所
石川県運転免許センター	１階　正面玄関風除口
	１階　運転免許更新等ロビー
	１階　適性検査コーナー
	２階　運転免許試験フロア

【共通事項】
・広告物の掲載及び撤去に係る費用は、広告取扱事業者の負担とする。

「石川県運転免許センター」の広告掲載仕様書

1　媒体の概要

施設の名称	石川県運転免許センター
利用目的	運転免許の更新、試験の受験、講習の受講
所在地	金沢市東蚊爪町２丁目１番地
開館日、時間	午前８時 30 分～午後５時 15 分（土曜日・祝日・年末年始を除く。）
利用者数	（R7 実績）　約 165,000 人
主な利用者	運転免許更新者、試験受験者、講習受講者
備考	

2　広告掲載期間、方法及び設置箇所（別紙参照）

広告掲載期間	令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日（５年間）
広告掲載方法	・広告取扱事業者がデジタルサイネージ（モニター付広告掲示板）及び壁面広告板を設置し、当該デジタルサイネージ等に広告を掲載 ・当該広告とは別に、県の広告（行政情報）も掲載。なお、両広告の掲載は同時に行えるものとする。
設置箇所 （使用許可範囲）	〈デジタルサイネージ〉 ①　１階　正面玄関風除口　横 100cm×奥行き 70cm×高さ 200cm 以内 （自立式） ②　１階　運転免許更新等ロビー　横 100cm×奥行き 70cm×高さ 200cm 以内 （自立式） ③　１階　適性検査コーナー　縦 80cm×横 260cm×奥行き 30cm 以内 （壁面固定） 〈壁面広告板〉 ④　２階　運転免許試験フロア　縦 130cm×横 750cm×奥行き 6cm 以内 （壁面固定）

3　広告取扱事業者が設置する機器（デジタルサイネージ・壁面広告板）

共通事項	〈機器の規格要件〉 ・　庁舎施設に負担の少ない方法で固定できること。また、災害時の避難誘導や施設の業務上やむを得ない場合等には移動できること。 ・　デザインは、掲示板を設置する施設の周辺環境及び利用者に配慮したものにすること。 ・　電気を使用する場合、あらかじめ機器の設置が施設の業務用機器や照明等に影響を与えることがないよう、設置前に施設の電源設備について調査の上、機器毎に必要な電源設備の敷設等を実施すること。 ・　電源の ON/OFF は、機器の自動制御により行うこととし、電源を ON にする時間帯は、開庁日の午前７時 30 分から午後５時までとする。また、電気料金は広告取扱事業者の負担とする。 ・　特別な理由がある場合を除き、本契約に基づき設置した機器が電気を使用する場合は、その使用量を計る専用メーターを設置すること。 ・　広告取扱事業者が負担する電気料金は、施設における基本料金を含めた電気料の総請求額を元に、施設全体の電気使用量に占める広告取扱事業者の電気使用量から割り返して算出する。 ・　省エネ・環境に配慮する機器を使用すること。

	〈運用・保守〉 ・　機器は、常に正常な状態で使用できるように広告取扱事業者の責任において維持管理を行うこと。 ・　施設職員から運用・保守に関する助言・指導を受けた場合は、広告取扱事業者の経費負担により、速やかに従うこと。 ・　機器の盗難、毀損、転倒、機器の障害、電源設備の異常等、機器に関するトラブルが発生した場合は、その発生理由にかかわらず、広告取扱事業者の負担により迅速に対応すること。この際、県の責任によることが明らかな場合を除き、広告取扱事業者が一切の責任を負うこと。 ・　機器の設置により、施設の業務、施設又は来庁者等の第三者に損害を与えた場合は、広告取扱事業者の責任と負担により、速やかに補償等の措置を行うこと。 〈安全対策等〉 ・　地震等の際の転倒等防止策を講じること。 ・　壁面広告板本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。 〈その他〉 ・　機器の設置、搬出入、電源設備の敷設等に関する一切の費用は広告取扱事業者の負担とする。 ・　機器の設置、設定等の作業場所は石川県警察本部運転免許課等において提供するが、作業時間は原則、月曜日から金曜日（祝日、休日は除く。）の 15 時以降とし、施設の業務に支障を与えることのないよう配慮すること。 ・　搬出入及び設定作業については、石川県警察本部運転免許課の担当者と事前に調整すること。 ・　契約期間終了時は、広告取扱事業者の負担により、設置機器の撤去及び機器撤去後の床、壁等の補修を確実に行うこと。
個別事項 （デジタルサイネージ 設置箇所①②③）	〈機器の規格要件〉 ・　設置箇所①、②のモニターの位置は、床から２ｍ以下とし、かつ、機器の床への垂直投影面積が、使用許可範囲を超えないこと。 ・　設置箇所③について、電材ボックス等を別に設置する必要がある場合は、設置場所を協議の上決定し、行政財産使用許可を受けること。 〈広告内容〉 デジタルサイネージに掲載する広告は、当該広告事業及び県の広告に限るものとし、以下のとおりとする。 ・　①、②の広告用モニターは、43 インチ程度のモニターとすること。 ・　③の広告用モニターは、55 インチ程度のモニターとすること。 ・　動画及び静止画表示機能を有し、設置場所に応じて音量の調節ができること。 ・　県の広告の内容は、免許手続き情報、行政情報等とし、行政運営上の理由で情報の追加・変更が必要な場合は、適宜、情報更新を行うこと（ただし、１か月あたり４回(複数台の情報更新を同時に行う場合も１回と見なす。)を限度とする。)。 ・　設置箇所別に個別の内容を設定できること。 ・　県の広告は、原則として広告取扱事業者が作成及び掲載し、その費用は広告取扱事業者が負担すること。また、施設の職員においても、モニターの表示内容を作成・編集できるよう、必要な機材等を施設内の指定場所へ設置す

	ること。 ・　時間帯に応じて必要な情報を表示可能なタイムスケジュール機能を有すること。
個別事項 （壁面広告板 設置箇所④）	〈広告内容〉 ・　壁面広告板に掲載する広告は、当該広告事業及び県の広告に限るものとする。 ・　壁面広告板は、掲載スペースに余剰が生じた場合で、広告取扱事業者が認めた場合に限り、県の広告を掲載できることとする。 ・　県の広告は、原則として広告取扱事業者が作成及び掲載し、その費用は広告取扱事業者が負担すること（ただし、広告事業者による情報更新は年に１回を限度とする)。

4　注意事項等

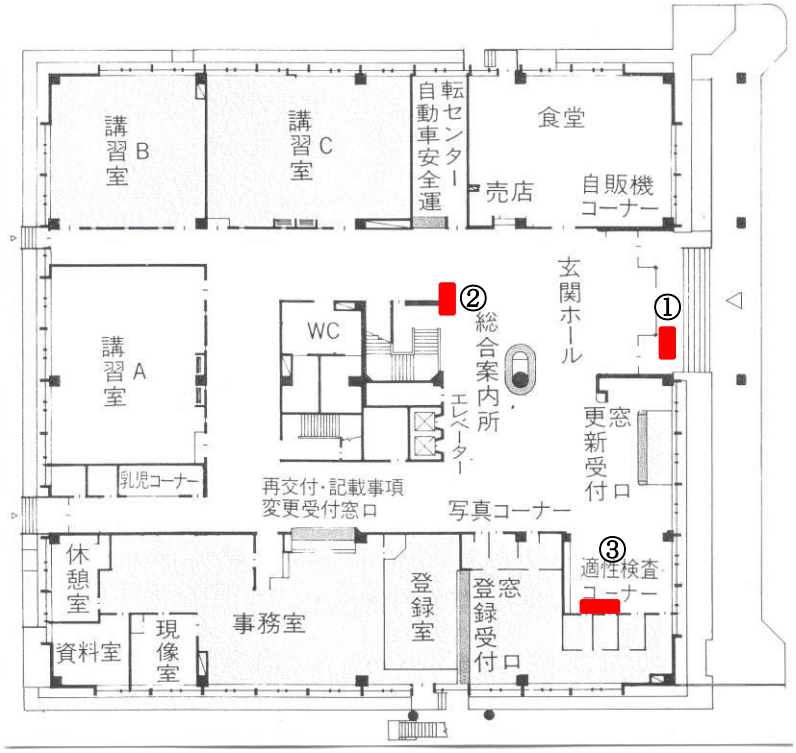
広告内容に関する制限事項	・石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係）を遵守すること。 ・社会通念上不適切なものは避けること。
契約後の日程	・　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 ・　掲載開始日から起算して 10 日前までに、広告原稿をＥメールで県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要が生じた場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。
その他	・　広告取扱事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。 ・　本仕様書に明記されていない事項及び記載されていない事項については、双方協議の上、決定する。

◆ **連絡先**

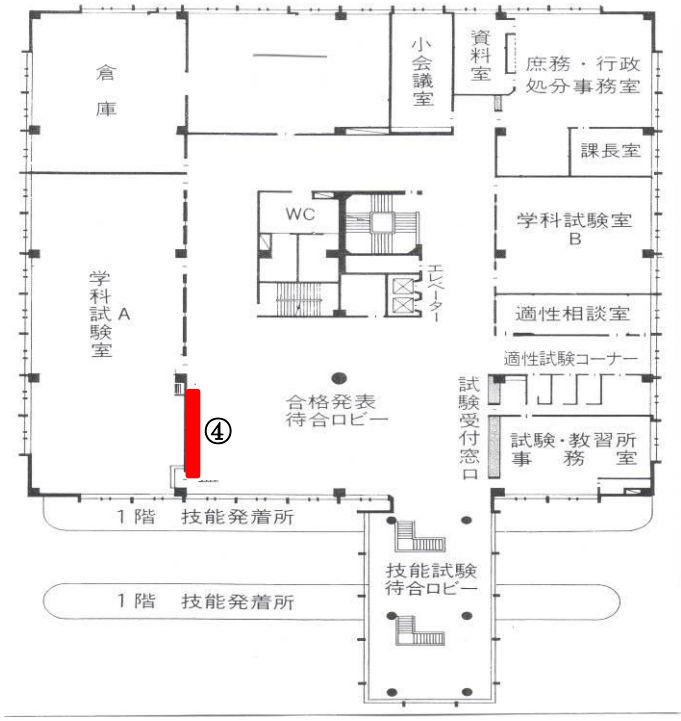
所属　　石川県警察本部　交通部　運転免許課
所在地　　〒920-0209　石川県金沢市東蚊爪町２丁目１番地
連絡先　　電話番号　076-238-5901　／　ＦＡＸ　076-237-2793
電子メール　e740700@pref.ishikawa.lg.jp

広告掲載箇所の位置図

１階　平面図



２階　平面図

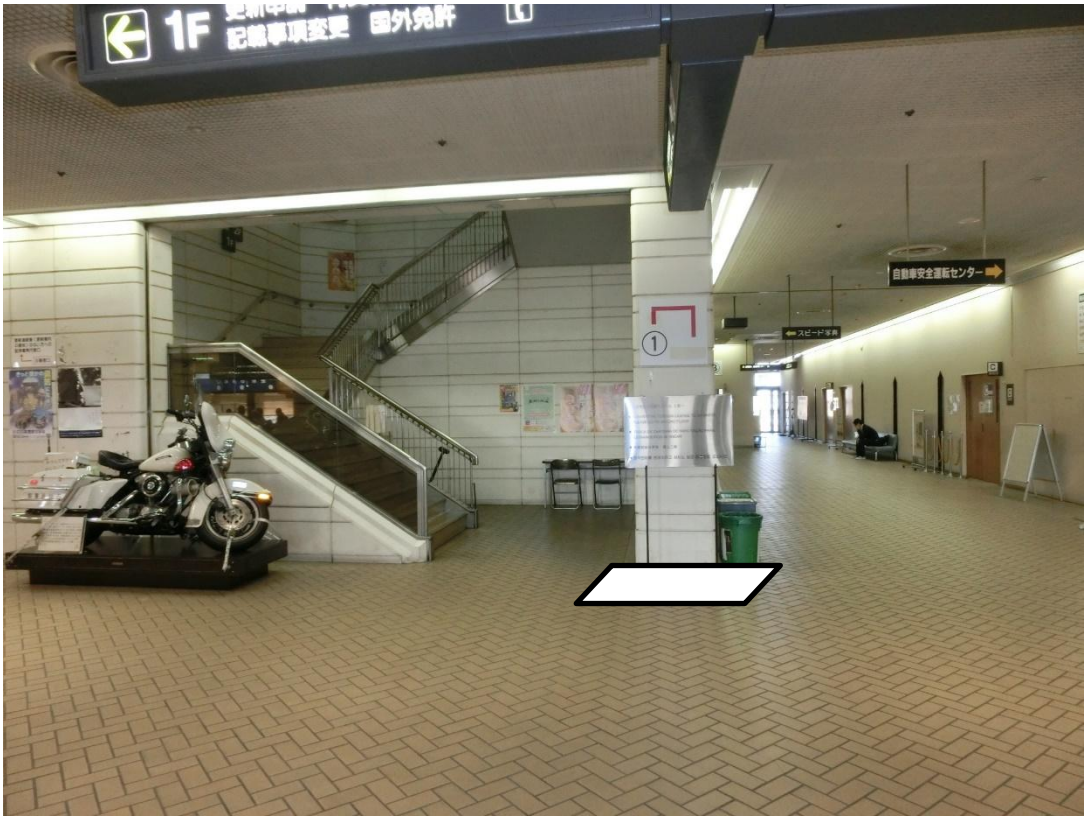


広告掲載箇所の写真

①　　１階　正面玄関風除口（自立式）



②　１階　運転免許更新等ロビー（自立式）



③　１階　適性検査コーナー（壁面固定）



④　２階　運転免許試験フロア（壁面固定）

